

令和 8 年度 部活動活動方針

令和 8 年度 部活動スローガン

一 致 協 力

1 目 的

- ① 共通の興味、関心を追求する活動を通し、各自の能力・特性を発揮し、自発的な活動への意欲を高めるとともに、余暇を有意義に過ごす態度を身につける。
- ② 集団の一員としての役割を自覚し、互いに協力する態度や社会性を身につける。

2 活動内容

(1) 活動時間について

- ① 朝練習
7 : 1 0 ~ 7 : 5 0 までを活動時間とする。8 : 0 0 までに顧問の先生への挨拶を済ませる。
その際、顧問は生徒の身だしなみをしっかりと確認する。
- ② 平日
帰りの会終了後から最終下校時刻までを原則とする。
最終下校時刻の 1 5 分前のチャイムで片づけを開始する。
- ③ 午前日課
開始時間は、顧問の指示による。終了時刻は、平日に準ずる。
- ④ 土曜・日曜・祭日
各部、顧問の指示で行う。
- ⑤ テスト前の練習について
定期テスト 3 日前は、原則として活動を中止する。(休日も含む) ただし、正式な大会前は、期間中でも 1 時間程度の放課後の練習を行うことができる。その場合は管理職と保護者に事前に知らせる。※招待試合などはなしとする。
- ⑥ 活動時間の延長について
公式戦大会の 1 週間前で 3 0 分程度の活動延長を行える。その場合も管理職と保護者に事前に知らせる。
- ⑦ 最終下校時刻

月	4 ~ 9	1 0 ~ 1	2 ~ 3
時間	1 7 : 3 0	1 7 : 0 0	1 7 : 3 0

- ⑧ 部長会議について
定期的に部長会議を開く。内容については部長から顧問に報告し、部長から部員に周知する。
(職員への周知は、朝の打ち合わせ等で行う。)
- ⑨ 3 年生は総体をもって引退とする。入試で必要な場合、担任と顧問の許可を得て、参加することができる。

(2) 指導上の留意点

- ① 自分の希望で決めた活動であることを自覚させ、積極的な参加を促す。欠席・遅刻・早退する場合は、顧問に必ず連絡する。
- ② 部活動には、顧問教師がつくことを原則とする。学校不在の場合は、活動しない。ただし、他の教師に指導を依頼できた場合は、この限りではない。
- ③ 施設用具の使用等、安全には十分気をつけ、事故のないようにする。

- ④ 部員であると同時に、古和釜中の生徒であるという自覚をもたせる。登下校や校外遠征時の歩行のマナーや服装・態度に注意する。(寄り道や不要物の禁止など、学校生活と同じであることを理解させる。)

(3) その他

- ① 午前日課の昼食
・昼食は、一度帰宅してとる。
- ② 部室の管理
部室は、顧問教師が管理し、たまり場・私物置き場にならないようにする。
- ③ 登下校・移動時の服装
・平日の再登校は、各部活で決めた服装とする。カバンは、古和釜中バッグ or 部で許可されたものとする。
・土日・休日の活動や対外試合についての登下校や移動は、制服または、各部活動で許可されたウェア、ウィンドブレーカー等を着用する。
- ④ 活動中の自分の荷物は、部室または活動場所に置く。
- ⑤ 各部顧問は、月活動予定表を作成する。
- ⑥ 部費については、各部活の保護者で管理し、出納簿、領収書綴りを作成する。
- ⑦ 校外遠征等で、顧問と代表生徒が連絡をとるための手段として携帯電話を使用する場合、事前に管理職の許可を取り、生徒の個人情報収集記録簿に記入をする。

【休養日等の設定について】

- ①休養日については、平日に1日以上、週末に1日以上を原則として、週に2日以上休養日を設定する。週末に大会を行った場合は平日に休養日を振り替える。
- ②職員会議、学年会、千教研、成績処理日は、原則として放課後諸活動停止とする。
※学校で決められた諸活動停止日以外での休養日については、各部活動で設定するが、その場合、休養日がない週については土・日曜日どちらかを休養日に設定するよう心がける。
- ③練習時間については、平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度を上限とする。ただし、主運動にあてる時間を練習時間とし、生徒の健康面、安全上の配慮を怠ることがないように、ウォーミングアップ・クーリングダウン、準備・片付けの時間は練習時間に含まないものとする。
- ④平日の朝練習の時間については、最終下校時刻により2時間の活動時間を確保できない月が多いため、通年で45分程度を上限とする。
- ⑤大会・練習試合については活動時間が3時間を越える場合もあるが、その場合、次の日の朝練習を休みとするなど代替措置を講ずる。
- ⑥各駅伝大会の練習については、時期的に臨時で行う部活動の1つとしてとらえ、所属する部活動の練習とは区別する。
- ※地域の活動（ボランティア活動など）に部活動が参加する場合は活動時間に含まないものとする。

【その他】

文化部についても本活動方針に準じて活動を行う。